

令和5年4月10日

学生のみなさんへ

教育学部附属小学校でのいじめ重大事態への対応について

国立大学法人 茨城大学
学 長 太田 寛行

このたび、教育学部附属小学校（以下、附属小）で発生したいじめの重大事態の対応に関する報道が多数ありました。学生のみなさんの中にも、記事を見て動揺を覚えたという方が多いことと思います。みなさんにご心配をおかけしたことを深くお詫びします。

今回の事態は、附属小で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法においては重大事態と認知してから速やかに文部科学省に報告することが求められているにも関わらず、その報告が約15ヶ月も遅れてしまったというものです。

なお、報道された内容に関わる事実と今回の報道に至った経緯の説明については、4月7日に大学のホームページで公開しました。

■本学教育学部附属小学校のいじめ事案への対応に係る報道について

<https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/information/2023/04/07011950.html>

この説明にもあるとおり、今回の事態の要因には、附属小及び教育学部においていじめ防止対策推進法などの法令・諸制度への認識が不足していたこと、及びそうした状況を大学法人として速やかに把握できていなかったことがあります。

附属小の教員たちは、今回のいじめの事案に関して、これまでも児童たちのケアを第一に考え、教育的配慮をもってあたってきました。現在もすべての児童たちのケアに努めています。しかしながら、法令を遵守した対応ができていなかったというのは、当然あってはならないことです。ましてや、教員を養成する教育学部において、いじめ防止・対策に関する法令への認識が不足しており、十分な対応ができていなかったことについては、学部だけでなく大学法人としても深刻に受け止めています。

学生のみなさんの中にはこうした事態を招いた大学の状況に不安を感じる方もいると思いますし、今回のことでは、本学に対する社会からの信頼も損なうことになっています。そのことについて、学長として本当に申し訳なく思っています。

今後は、大学法人に第三者調査委員会を速やかに設置し、附属小で起こったいじめの事案の解明だけでなく、附属小、教育学部、大学法人といったそれぞれの階層内での対応及び三者間の連絡における問題点を徹底的に検証して、再発防止に全力を尽くしていきます。それにより、学生のみなさんが安心して学修、学生生活に取り組める環境づくりに努めていきます。